

新型コロナウイルス感染症に関する 大切なお知らせ

このたびの新型コロナウイルスにより影響を受けられたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症^{※1}の被患により、入院された場合、

「疾病による入院」として、入院共済金のお支払対象となります。^{※2}

(医療機関等の事情により、**宿泊施設や自宅等での療養を余儀なくされた場合**も、
所定の証明書をご提出いただくことで**入院共済金のお支払対象**としてお取り扱いします。^{※2})

また、同感染症の被患により、万一の場合^{※3}、災害給付特約、災害死亡割増特約等による

「災害死亡共済金」「災害後遺障害共済金」等のお支払対象といたします。^{※2}

なお、新型コロナウイルスにより影響を受けられたご契約者様に対して、

共済掛金の払込猶予期間の延長等、特別な取扱いを実施しております。

詳しくは、お近くのJAまでお問い合わせください。

※1、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下、同じ。
※2、ご契約ごとに定められている所定の条件を満たす必要があります。
※3、「万一の場合」とは、死亡・所定の第1級後遺障害の状態に該当する場合のことです。

JA共済では、みなさまに「安心」と「満足」をお届けするため、
みなさまのご契約内容を確認しています。

Check

ご契約内容を覚えていらっしゃいますか?

ご加入いただいている契約内容のご説明

- どの保障に加入しているか忘れてしまった
- 加入している保障がいつまで続くかわからない
- 共済金がどんなときに受け取れるかわからない

もしもの時に備えて、
契約内容を確認
しましょう!



新型コロナウイルス感染症の被患に伴う共済金のお支払いに関する相談もお受けしております。
いつでもみなさまに寄り添うことで、安心して満足できる毎日をお過ごしいただきたいと願っています。

詳しい情報はホームページをご覧ください

JA共済ホームページアドレス <https://www.ja-kyosai.or.jp>

お問い合わせは

新型コロナウイルスの感染症の拡大で 影響を受けた農業者を支援します！

このたびの新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けている皆様に対して、心からお見舞い申し上げます。

当JAでは、新型コロナウイルス感染症の拡大により資金繰りに著しい支障をきたしている農業者を対象に「新型コロナウイルス感染症被害支援対策資金」（農業経営資金）の受付を開始しました。

（2020年4月1日現在）

年 0.0%

保証料（年0.32%）
も全額助成

取扱期間 2021年3月31日まで

| | |
|---------|---|
| ご利用頂ける方 | 農業者、農業を営む法人および団体 ※京都府農業信用基金協会の保証が受けられる方に限ります。 |
| 資金使途 | 新型コロナウイルス感染症を要因とする農業経営に必要な運転資金 ※新型コロナウイルス感染症の影響により農業経営に影響が発生している状況が確認できた場合に限ります。 |
| ご融資額 | 貸付限度額 5,000万円以内 |
| ご返済期間 | 3年以内（据置期間なし） |
| 保証・担保 | 京都府農業信用基金協会 ※保証人・担保については、別途京都府農業信用基金協会が定める基準となります。 |
| 貸付金利 | 無利子 |
| ご返済方法 | 元金・元利金均等返済（毎月返済、年2回返済、年1回返済） |
| その他 | ご利用中に繰上返済を行う場合や返済条件を変更する場合には、別途当JA所定の手数料が必要となります。 |

※審査の結果によっては、融資のご希望に添えない場合があります。

※標準金利・利子補給適用後金利は、金利情勢の変化により見直しをさせて頂く場合があります。

くわしくは、各支店窓口にお問い合わせください。



JA京都中央

